

## 手話施策推進方針（案）

### 方針趣旨（案）

「手話」は、手指や体の動き、表情などを使って視覚的に表現する「視覚言語」であり、「音声言語」である日本語とは異なる言語です。ろう者は、物事を考え、他者とコミュニケーションを図るため、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を代々受け継ぎ、大切に発展させてきました。

我が国における手話の起源は明治時代とされますが、過去には、口の形を読み取り、意思を発音・発声させる「口話法」の導入により、手話は言語として認められず、排斥されていました。ろう者が生きていくために必要な医療、生活、教育、労働等においても情報保障がなく、人としての尊厳や人権など、著しく傷つけられていた時代が長く続いていたのです。

こうした社会情勢のなか、手話を守り、普及させていく動きが全国各地で起こり、加賀市においては、昭和 53 年に手話講習会を始め、その修了生がろう者と共に自主的に手話サークルを結成しました。

昭和 57 年には手話奉仕員派遣事業がはじまり、情報保障がなされなかった時代から一歩を歩み出しました。

このような社会全体の活動から、「障害者の権利に関する条約」の採択や「障害者基本法」の改正などにより、ろう者の歴史的、文化的所産である手話は言語であることが明らかにされました。

手話が言語であるとの認識を広め、市民みんなが手話の理解に努め、使用することができる環境を整えることにより、ろう者と、ろう者以外の者が、お互いを尊重し、分かり合い、共生することができる地域社会を実現するため、手話施策推進方針を定めます。

加賀市は、ここに暮らす人や訪れた人が笑顔になるまち、そして、市民みんながろう者に手話で『こんにちは』とあいさつができるまちをつくりまします。